

「高知県建設工事クールワークタイム」実施要領

（目的）

第1条 クールワークタイムの導入により、夏季等における高温時間帯の作業を回避し、作業員の健康と安全を確保することを目的とする。

（対象期間）

第2条 クールワークタイムは、6月1日から9月30日までの期間を対象とする。

2 受注者は、クールワークタイムを導入しようとするときは、工事着手時又は導入する概ね一週間前に発注者と協議のうえ、対象期間を施工計画書又は打合せ記録等に記載する。

（対象工事）

第3条 クールワークタイムは、屋外での作業を主とする建設工事に適用する。なお、主たる工種が屋内作業の場合であっても、空調設備がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は、受発注者との協議により対象とすることができるものとする。

（クールワークタイム導入の協議）

第4条 クールワークタイムを導入する期間における作業時間は、受発注者で協議した作業時間とする。

2 協議により設定した対象期間及び作業時間等については、施工計画書又は打合せ記録簿等に記載することとする。

3 原則、11時から14時までの間は、高温による健康リスクを避けるため、作業を休止し、休憩時間とする。なお、現場環境に応じて、休憩時間を変更することができるものとする。

（工期の延長）

第5条 クールワークタイムの導入に伴う作業時間の短縮（1日あたり2時間）を補うため、工期を延長することができるものとする。

2 工期の延長日数は、クールワークタイムの導入期間中において短縮した時間数に基づいて算出する。

3 算出方法は、短縮時間×クールワークタイム導入期間（現場閉所日を含む）÷8時間（所定労働時間）－7日（猛暑日）とし、小数点1位を切り上げるものとする。

4 受注者は、契約書第22条に基づき、工期の延長を請求することができるものとする。

5 工期の延長請求は、猛暑日による作業不能日とは別に考慮できるものとする。

(経費の負担)

第6条 工期延長等に伴う現場維持等の費用計上は行わないものとする。ただし、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和元年9月2日付け元高技管第147号 技術管理課長通知)における補正対象となる場合は、別途対象とできるものとする。

(安全衛生管理)

第7条 受注者は、高温環境での作業を避けるため、作業員に対して熱中症予防のための水分補給や適切な休息などを徹底する。

2 定期的な健康チェックを行い、作業員等の安全と健康を確保する。

3 休憩時間中には、涼しい場所での休息を推奨し、必要に応じて冷房設備を提供する。

(緊急時の対応)

第8条 悪天候や予期せぬ事態により、休憩時間中の作業が必要となった場合は、発注者と受注者が適時に連携して迅速かつ適切な措置を講じる。

(クールワークタイムの効果検証)

第9条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第10条 対象工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

(工期延長の請求例)

様式26

令和 年 月
日

高知県知事 様

受注者 住 所

氏 名

完成期限延長申請書

下記のとおり、工事の完成期限の延長を申し出ます。

記

1 工事名及び工事番号

2 工 事 場 所

3 請 負 金 額

4 契 約 年 月 日

5 工 期

6 延 長 日 数 例：2時間×61日（現場閉所日含む）÷8時間－7日＝8.25日
≒9日（土日含む）

7 完 成 予 定 年 月 日

8 理 由 例：クールワークタイム導入（令和7年8月1日から令和7年9月30日）に伴う作業時間の短縮（1日あたり2時間）を補うため。
クールワークタイムの実績については、別紙（日報や工程表など）のとおり。